○農林水産省告示第三百十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成三十年二月七日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

補助金等の予算科目	事務の内容
（略）	（略）
農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）	
一　輸出に取り組む事業者向け対策事業に係るもの（地域規模団体に係るものに限る。）	
二　茶輸出特別支援事業に係るもの	
（略）	
農地集積・集約化対策整備交付金	
農地集積・集約化対策推進交付金	
国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）	
一～六　（略）	
七　甘味資源作物生産性向上緊急対策事業費補助金	
国産農産物生産・供給体制強化対策整備費補助金（製粉工場等再編合理化事業、精製糖工場等再編合理化事業及びばれいしょでん粉工場再編合理化事業に係るものを除く。）	
（略）	
飼料自給率向上対策費補助金（生産性向上のための草地改良及び公共牧場活用生産基盤強化支援事業に係るものに限る。）	
（略）	
漁業調整委員会等交付金	
漁業経営安定対策地方公共団体整備費補助金	
（略）	
漁村振興対策地方公共団体整備費補助金	
水産物加工・流通等対策地方公共団体整備費補助金	
（略）	

改正前

補助金等の予算科目	事務の内容
（略）	（略）
農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（輸出に取り組む事業者向け対策事業のうち地域規模団体に係るものに限る。）	
（新設）	
（略）	
農地集積・集約化対策整備交付金	
（新設）	
国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）	
一～六　（略）	
（新設）	
（新設）	
（略）	
飼料自給率向上対策費補助金（生産性向上のための草地改良に係るものに限る。）	
（略）	
漁業調整委員会等交付金	
（新設）	
（略）	
漁村振興対策地方公共団体整備費補助金	
（新設）	
（略）	

改正後

補助金等の予算科目	事務の内容
国産農産物生産・供給体制強化対策整備費補助金（公共牧場活用生産基盤強化支援事業に係るものに限る。）	
（略）	
飼料自給率向上対策費補助金（生産性向上のための草地改良及び公共牧場活用生産基盤強化支援事業に係るものに限る。）	
（略）	

改正前

補助金等の予算科目	事務の内容
（新設）	
（略）	
飼料自給率向上対策費補助金（生産性向上のための草地改良に係るものに限る。）	
（略）	